



## 2022年度 多摩区地域コミュニティ活動支援事業 (多摩区 まちのひろば 活動支援資金) 募集のお知らせ

この事業は、地域の中で人が集い、地域に愛着を持ち、お互いのより良い関係が築ける活動を支援するために、多摩区で地域活動を行う団体・法人が、地域の新たなコミュニティづくりや課題解決につながる「事業」を行う場合に、その事業資金の一部を支援するものです。

**募集期間 (第1期) 5月13日(金) 必着**

(第2期) 7月29日(金) 必着、(第3期) 9月30日(金) 必着

**募集説明・相談 月～金曜日(平日) 10～16時 多摩区ソーシャルデザインセンター(多摩区役所1階)**

ご予約をいただくと、助成内容や申請にあたっての留意点などのご説明、事業内容のご相談、書類の記載のお手伝いをします。



### 申請・お問い合わせ先

多摩区ソーシャルデザインセンター(多摩SDC) 「地域コミュニティ活動支援事業」担当：俵

住所 〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎(多摩区役所)1階

電話 080-6573-0043(5月末まで) メール [tawara-t@tama-sdc.com](mailto:tawara-t@tama-sdc.com)

受付 月～金曜日 10:00～16:00 (土・日・祝日はご予約の上お越しく下さい)

令和4(2022)年度 **多摩区地域コミュニティ活動支援事業**  
(多摩区まちのひろば活動支援資金)

(一社)多摩ソーシャルデザインセンター

略称：多摩 SDC

多摩 SDC では、川崎市の「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、気軽に集える地域の居場所「まちのひろば」を区内に広げることを目的とした助成事業「多摩区地域コミュニティ活動支援事業（多摩区まちのひろば活動支援資金）」を行います。

多摩区地域コミュニティ活動支援事業（多摩区まちのひろば活動支援資金）は、申請される団体等が自ら「まちのひろば」の創出や新たなコミュニティづくり、地域の課題解決につながる事業を行う場合に申請ができます。助成額は1件10万円までです。

例えば

- ・多摩 SDC の事務所を利用して「まちのひろば」の創出するための様々な取組
- ・地域や多摩区の課題解決に関する取組
- ・地域活動などを行っている団体が「まちのひろば」を創出するための様々な取組
- ・企業が行う非営利の地域貢献の取組

このような「まちのひろば」を地域に広げていくことに御協力いただける団体等を募集し、当該事業を実施する団体等に対して助成を行うものです。

## 1. 応募できる団体

多摩区に活動拠点がある団体・グループ（3名以上）・地域貢献を目的とした非営利事業を行う企業など

## 2. 募集する事業

多摩区内での「まちのひろば」の創出や新たなコミュニティづくり、地域や多摩区の課題解決につながる個別の事業を対象とします。

### ①「まちのひろば」とは？

身近な地域における人と人との気軽なつながりの場所・誰もが気軽に集える出会いの場です。

### ②「新たな」とは？

- ①現在の取組の内容を拡大する。
- ②これまでの活動を新たに別の場所でも実施する。
- ③他の団体と協力して催しを開催する。
- ④他、それまでとは違った新しい展開をする。

### ③「コミュニティづくり」とは？

人と人のつながりや、多世代による顔の見える関係、協力関係を持てる活動になるものです。

#### ④「個別の事業」とは？

具体的に実施する事業です。団体等の運営そのものを助成対象とするものではありません。

※次の事業は対象外とします。

- (1) 特定の個人・団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治活動・宗教活動・選挙活動を目的としたもの
- (3) 事業実施を伴わない調査のみを目的としたもの
- (4) 団体等においてすでに事業実施されているもの（上記の「新たな」に当てはまらないもの）
- (5) 川崎市又は川崎市出資法人から申請事業と同じ事業に対して補助金の交付が決定あるいは予定されているもの

### 3. 応募方法

「多摩区ソーシャルデザインセンター」に期間内にご持参またはご郵送してください。

- 提出書類
- ① 申請団体登録書（様式1）
  - ② 多摩区まちのひろば活動支援資金申請書（様式2）
  - ③ 事業経費計算書（様式3）

※多摩SDCが書類記載のお手伝いをいたします。ご相談ください。

### 4. 事業の実施期間

助成決定日～令和5(2023)年2月28日

### 5. 助成額

最大で1件10万円まで。審査により申請額が満額認められない場合があります。

なお、令和4(2022)年度の助成金総額は105万円の予定です。

### 6. 助成対象となる経費

申請事業を行うに当たっての人件費等、交通費、消耗品費、印刷複写費、通信費、使用料・賃借料、その他の諸経費を基本的に対象とします。助成対象にはならないものは自主財源で経費計上してください。詳細はご相談ください。

※助成対象にならないものの例

- ・他団体が主催する講座、研修会等への参加費や負担金
- ・書類作成の代行などの費用
- ・コンサルティングを受ける費用
- ・懇親のための飲食費用

## 7. 選考方法

- ①事前提出書類（様式1～3、各1部）により審査します。
- ②審査委員の構成は  
学識経験者1～2名、地域活動への知見のある者1～2名、行政関係者1名です。
- ③選考結果は文書で通知するとともに、多摩SDCのWEB及びSNSへの掲載をします。
- ④審査基準は次のとおりです。
  - ア 事業目的の公益性
  - イ 多摩区の地域コミュニティの活性化、課題解決を図るものか
  - ウ 区民に開かれた事業か（不特定多数の区民が事業による恩恵を受けられるか）
  - エ 事業内容の具体性、事業内容が現実的であり実施可能か
  - オ 新たな展開と発展的な活動が期待できるか
  - カ 事業実施の実務力、事業が実施できる体制か（人材の確保、団体の実績等）
  - キ 事業予算の内容は適切か

※申請内容によっては条件を付した上で助成を決定する場合があります。

## 8. 交付決定後について

助成金の交付団体名の金融機関の口座に振り込みます。

## 9. 参考

令和3(2021)年度多摩区ソーシャルデザインセンター活動報告会内にて、まちのひろば活動支援資金の活動報告を行いました。

この動画をYouTube「多摩区ソーシャルデザインセンター」にてご覧いただけます。

助成団体	Tama voices	<a href="https://youtu.be/SPvvHhMUqPY">https://youtu.be/SPvvHhMUqPY</a>
	株式会社 ASFELL（アスフェル）	<a href="https://youtu.be/n4LYFuP19_A">https://youtu.be/n4LYFuP19_A</a>
	のぼりとゆうえん隊	<a href="https://youtu.be/S3-68mPvWl4">https://youtu.be/S3-68mPvWl4</a>

QRコードからの動画をご覧いただけます。



Tama voices



株式会社 ASFELL  
(アスフェル)



のぼりとゆうえん隊

全体のスケジュール			
説明 相談	来訪・電話	平日10時から16時（祝休日お休みです）	
	メール	toiawase @ tama-sdc.com 24時間可能	
	※令和3年度の助成金交付団体による報告会を、令和4年3月12日に実施しました。動画をYouTube「多摩区ソーシャルデザインセンター」でご覧いただけます。		
期	第1期	第2期	第3期
※助成金交付額が予算総額に達した場合、第2期以降の募集をしない場合があります。			
締切	5月13日（金）必着	7月29日（金）必着	9月30日（金）必着
書類審査	5月14日～	8月1日～	10月1日～
本審査	5月26日～31日	8月26日～31日	10月18日～31日
交付決定	6月1日	9月1日	11月1日
交付日	交付決定日より2週間以内に指定された口座に振込		
活動報告書	事業終了後1カ月以内かつ令和5（2023）年3月1日（水）までに提出		
報告会	令和5（2023）年 3月11日（土）13：30～16：00（予定） ※日程は変更する場合があります。		

#### ■確定スケジュールの提出

実施日、会場等の決定後、確定したスケジュールを提出してください。

#### ■広報の協力

多摩SDC事務所等におけるチラシの配架やホームページの掲載など事業の広報に協力します。ご相談ください。

#### ■助成事業であることの記載

作成するチラシ、ポスター等の広報物、プログラム等には、  
「2022年度多摩区 地域コミュニティ活動支援事業」などの表記をしてください。

#### ■中間報告

事業が年間を通じて行われる場合などについては、中間報告書を提出いただきます。

#### ■報告書の作成

事業終了後1カ月以内かつ令和5（2023）年3月1日（水）までに、様式4～6を提出してください。  
また令和5（2023）年3月11日（土）に開催予定の報告会で報告していただきます。  
領収書を確認させていただく場合があります。原本は5年間保管してください。

#### ■助成金の返還等

次の場合は、助成金の返還等を求めます。

- ① 虚偽の事業申請に基づいて助成を受けた場合
- ② 助成を受けた事業が中断または行われなかった場合
- ③ 報告書（様式4～6）の審査の結果、成果及び収支について不当と認められる場合
- ④ 正当な理由がなく、報告書（様式4～6）を提出しない場合、あるいは報告会に出席しない場合
- ⑤ 事業終了後、交付した助成金に余剰金が生じた場合